

食品安全委員会第 343 回会合議事録

1．日時 平成 22 年 8 月 5 日（木） 13:59～14:40

2．場所 赤坂パークビル 22 階 大会議室

3．議事

(1) 食品安全基本法第 24 条に基づく委員会の意見について

・農薬「チオベンカルブ」に係る食品健康影響評価について

(2) リスク管理機関からの照会について（報告）

・L - グルタミン酸アンモニウムに係る添加物評価書について

(3) 平成 21 年度終了食品健康影響評価技術研究課題の事後評価結果について

(4) 食品安全委員会の 7 月の運営について

(5) 平成 22 年度食品安全モニター会議について

(6) その他

4．出席者

(委員)

見上委員長代理、長尾委員、野村委員、畑江委員、廣瀬委員、村田委員

(事務局)

栗本事務局長、大谷事務局次長、西村総務課長、坂本評価課長、小野勧告広報課長、
本郷情報・緊急時対応課長、新本リスクコミュニケーション官、前田評価調整官

5．配布資料

資料 1 農薬に係る食品健康影響評価に関する審議結果について〈チオベンカルブ〉

資料 2 L - グルタミン酸アンモニウムに係る添加物評価書について

資料 3 平成 21 年度終了食品健康影響評価技術研究課題の事後評価結果一覧

資料 4 食品安全委員会の 7 月の運営について

資料 5 平成 22 年度食品安全モニター会議について

6 . 議事内容

見上委員長代理 1分ほど早いですがけれども、全員そろっていますので、ただ今から「食品安全委員会（第343回会合）」を開催いたします。

本日は小泉委員長が所用により欠席ですので、委員長代理の私が司会進行を務めさせていただきます。

本日は6名の委員が出席です。

また、先日、事務局で幹部の人事異動がありましたので、事務局より紹介をお願いいたします。

栗本事務局長 1名の異動がございました。7月30日付けで評価課長が北條から坂本に代わりましたので、御紹介させていただきます。

坂本評価課長 坂本でございます。よろしくをお願いいたします。

見上委員長代理 それでは、お手元でございます「食品安全委員会（第343回会合）議事次第」に従いまして、本日の議事を進めたいと思います。まず資料の確認を事務局からお願いいたします。

西村総務課長 それでは、資料の確認をさせていただきます。

議事次第の紙の外に、資料1「農薬に係る食品健康影響評価に関する審議結果について」。

資料2「L-グルタミン酸アンモニウムに係る添加物評価書について」。

資料3「平成21年度終了食品健康影響評価技術研究課題の事後評価結果一覧」。

資料4「食品安全委員会の7月の運営について」

資料5「平成22年度食品安全モニター会議について」。

以上でございます。不足はございませんでしょうか。

見上委員長代理 よろしいでしょうか。

（「はい」と声あり）

見上委員長代理 それでは、議事に入ります。

(1) 食品安全基本法第 24 条に基づく委員会の意見について

見上委員長代理 最初に「食品安全基本法第 24 条に基づく委員会の意見について」です。農薬 1 品目に関する食品健康影響評価につきましては、専門調査会における審議が終了しております。事務局から説明してください。

坂本評価課長 お手元の資料 1 に基づきまして御説明いたします。

資料 1 を 1 枚めくっていただきまして、表紙のところに、チオベンカルブとあるものがございます。農薬評価書（第 2 版）ということで、3 ページに＜審議の経緯＞がございます。真ん中ぐらいの第 2 版関係というところからが今回の評価でございまして、昨年、農林水産省から厚生労働省に対し、農薬の移植水稻への適用拡大に係る基準設定並びに魚介類に係る基準設定の依頼があり、厚生労働省から本委員会に残留基準設定に係る食品健康影響評価の要請があったものでございます。昨年 10 月 29 日の第 307 回食品安全委員会において要請事項の説明を受け、本年 7 月 14 日の第 64 回農薬専門調査会幹事会において審議がなされております。

少しめくっていただきまして、17 ページを御覧ください。「6 .作物等残留試験」の「(2) 魚介類における最大推定残留値」が見直されております。魚介類の最大推定残留値は、最後にございます、貝類の 8.43 ppm でございます。

また「(3) 推定摂取量」につきまして、改めて検討した数字をこちらに示しております。

更に少しめくっていただきまして、22 ページでございます。「10 . 亜急性毒性試験」といたしまして「(1) 90 日間亜急性毒性試験(ラット)」の成績が追加提出されております。この試験では、250 ppm 以上投与群の雌雄で体重増加抑制等が認められましたので、無毒性量は雌雄ともに 250 ppm 未満、雄で 15.0 mg/kg 体重/日未満、雌で 17.5 mg/kg 体重/日未満であると考えられております。

最終的な食品健康影響評価につきましては、更にめくっていただきまして、33 ページでございます。

このものは速やかに吸収されまして、吸収率は 89% 以上と推定されております。体内では肝臓と腎臓に多く分布しており、ラットとマウスでは吸収、排泄及び代謝物には大きな差は認められていないということでございます。

ラットを用いました 90 日間亜急性毒性試験では無毒性量は設定できませんでしたが、より低い用量で、より長期に実施されました 2 年間慢性毒性/発がん性併合試験において無毒

性量が得られております。このため、ADIの変更はございません。

このものにつきましてはパブリック・コメントの手続は行わずに、この結果をもちまして関係機関の方に通知をしたいと考えております。

資料の説明は以上でございます。

見上委員長代理 どうもありがとうございました。それでは、ただ今の説明の内容、あるいは記載事項につきまして御意見・御質問がございましたら、どうぞお願いいたします。

何かございませんか。

1つ教えていただきたいんですけども、経緯のところの第2版関係で移植水稻という、これは普通の稲とどう違うんですか。

坂本評価課長 これまでは直播の水稻ということになっておりまして、それが拡大になったというふうに聞いております。

見上委員長代理 田植えにおける移植ですね。わかりました。

他に何かございませんか。よろしいですか。

それでは、本件につきましては農薬専門調査会におけるものと同じ結論、すなわちチオベンカルブの一日摂取許容量を0.009 mg/kg体重/日と設定するというところでよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

見上委員長代理 どうもありがとうございます。

(2) リスク管理機関からの照会について(報告)

見上委員長代理 それでは、次の議事に移ります。「リスク管理機関からの照会について(報告)」です。事務局から報告してください。

小野勤告広報課長 それでは、資料2に基づきまして御報告申し上げます。

食品安全委員会から平成20年3月に通知いたしました添加物L-グルタミン酸アンモニウムの評価書中の記載について疑義が生じたということで、資料の4ページ目の各関係

府省の申し合わせの手續に基づきまして処理をいたしました。

厚生省からの照会につきましては、2 ページ目でございます。

照会の内容ですが、評価書の 21 ページにある「L - グルタミン酸アンモニウムについて、提出された毒性試験成績等は必ずしも網羅的なものではないが、既にわが国で使用の認められている L - グルタミン酸及びその塩類の試験成績を用いて総合的に評価することは可能と判断した」、それから、評価書の 22 ページ目にある「L - グルタミン酸アンモニウムが添加物として適切に使用される場合、安全性に懸念がないと考えられ、ADI を特定する必要はないと評価した」という記載につきまして、この判断・評価は、アンモニウムイオンの体内動態及びその安全性も勘案して行われたものと考えてよろしいかという照会でございます。

申し合わせの手續に従いまして、事務局から委員長及び各委員並びに専門調査会座長に個別に確認いたしましたところ、評価結果をとりまとめるに当たり、L - グルタミン酸アンモニウムは胃液中で L - グルタミン酸とアンモニウムイオンに分かれ、アンモニウムイオンにつきましては食事由来のアンモニウムイオンと同じ代謝経路で排泄されるということ踏まえてのものでございます。

したがいまして、アンモニウムイオンの体内動態や安全性について考慮されているということでしたので、1 ページ目にお示しいたしましたとおり、平成 22 年 8 月 4 日付けで厚生労働省あてに回答したところでございます。

内容につきましては以上でございます。

見上委員長代理 どうもありがとうございました。それでは、ただ今の報告の内容、あるいは記載事項につきまして御質問等がございましたら、よろしくお願ひいたします。どうぞ。

村田委員 1 つ教えてください。回答はそれでよろしいと思えますけれども、具体的には食事由来のアンモニウムイオンと、このグルタミン酸アンモニウムから来るアンモニウムイオンの量比といえますか、どれくらい違うか、教えていただけますでしょうか。

坂本評価課長 ヒトの消化管では、1 日約 4 g のアンモニウムイオンが生じるというふうに考えられております。あと、この L - グルタミン酸アンモニウムは、アメリカでの使用量を見ましても、L - グルタミン酸ナトリウムの使用量の 1 % に満たない。非常に少な

いということでございます。

一応、いろいろな仮定を置いた計算となりますが、L-グルタミン酸アンモニウム由来のアンモニウムイオンの1日1人当たりの推定摂取量は、消化管で生じるアンモニウムイオンの0.03%ぐらい、いろいろな仮定を置いた計算ですが、仮に計算してもその程度ということで、量的には非常に少ないであろうということは間違いのないと思われま

見上委員長代理 よろしいですか。

村田委員 ありがとうございました。よくわかりました。

見上委員長代理 小野さん、何か追加することはございますか。

小野勸告広報課長 特にございません。

見上委員長代理 そうでしたら、先ほど小野さんが最後におっしゃったように、2ページ目で、厚生労働省から来た照会に対して、ここに書いてありますように、アンモニウムイオンの体内動態及びその安全性も考慮したということで御返事を差し上げるというようにいたします。

(3) 平成21年度終了食品健康影響評価技術研究課題の事後評価結果について

見上委員長代理 それでは、次の議事に移ります。「平成21年度終了食品健康影響評価技術研究課題の事後評価結果について」です。先日、食品健康影響評価技術研究運営委員会が開催されましたので、座長の廣瀬さんから報告をお願いいたします。

廣瀬委員 7月29日に開催いたしました食品健康影響評価技術研究運営委員会の第37回会合におきまして、平成21年度に終了しました食品健康影響評価技術研究課題の事後評価結果をとりまとめました。

本会合におきましては、研究内容とともに、いかにその研究がリスク評価に役立つかという観点から評価いたしました。詳細につきましては、事務局から説明をお願いいたします。

本郷情報・緊急時対応課長 それでは、資料3に基づきまして御報告申し上げます。

通常3年間の実施期間を終了した食品健康影響評価技術研究課題は、食品健康影響評価技術研究の評価に関する指針に基づきまして事後評価を行うこととされており、今回、評価対象となった課題は、平成19年度に採択した8課題及び平成20年度に採択し、研究期間が2年間の3課題、合わせて11課題でございます。7月29日に開催されました食品健康影響評価技術研究運営委員会において、各研究者より提出された研究成果報告書の書類審査を行いまして、資料3のとおり、事後評価結果をとりまとめたところでございます。

表を御覧いただきたいと思っております。左から順に「研究課題番号」「研究課題名」「主任研究者(所属機関)」「研究期間(研究費総額)」「研究の概要」「評価所見」「評価結果」としてまとめております。

事後評価の結果につきましては、右側の「評価結果」を御覧いただきたいと思っております。「目標の達成は不十分であった」「目標を達成した」及び「目標以上の成果があった」の3段階で示しております。

評価対象11課題の内訳といたしまして「目標の達成は不十分であった」が4課題、「目標を達成した」が3課題、「目標以上の成果があった」が4課題という結果となりました。

また、今回の事後評価から新たに、評価結果に至った研究成果の優れた点、または留意すべき点などを具体的に「評価所見」として示しております。「評価所見」は、書類審査の際、食品健康影響評価技術研究運営委員会委員から出されたコメント等を基に、食品健康影響評価技術研究運営委員会において御議論いただいたものでございます。

「評価所見」の記載内容につきまして、各評価結果のカテゴリーの中から1課題ずつ御説明いたしたいと思っております。

まず1ページ目の、研究課題番号0701、土田先生が主任研究者の研究課題を御覧ください。これは化学物質系研究領域の研究課題です。

「評価所見」といたしまして「実験そのものは良く行われたと考えるが、本来、リスク評価に活用することが目的の研究であり、KCとNC型ラットにペルオキシソーム増殖剤であるクロフィブレートを投与した場合、肝毒性や発がん性を指標としたNOAELがどの程度異なるかを比較する等の研究が必要であった。また、NCラットがペルオキシソーム増殖剤のヒトに対する評価モデルとなり得ることが示されたとされているが、評価モデルとして活用可能になるまでには、かなりの時間を要すると考えられる」といたしました。これらの理由から「評価結果」は「目標の達成は不十分であった」ということでございます。

次に2ページ目の、研究課題番号0705、小関先生が主任研究者の研究課題を御覧ください

い。これは生物系研究領域の研究課題でございます。

「評価所見」といたしまして「食中毒のリスク評価を行うためのデータベース並びにシミュレーションモデルの開発に成功した。胃内の細菌の挙動をシミュレートできるモデルは、食中毒の基礎データとして有用である。食中毒菌の食品中や体内での挙動の予測に活用できると思われる」といたしました。これらの理由から「評価結果」は「目標を達成した」ということになっております。

最後に3ページ目の、研究課題番号0708、手島先生が主任研究者の研究課題を御覧ください。これは新食品系研究領域の研究課題でございます。

「評価所見」といたしまして「遺伝子組換え食品で最も問題となるアレルゲン生成について綿密に研究が行われた。食品のアレルゲン性を感作、惹起、アジュバントの3つの面からそれぞれ研究を進め、最終的に統合して考察した結果であり、遺伝子組換え食品等の免疫への影響に関する評価手法開発として適切な研究手法であったと評価できる。開発された手法は、遺伝子組換え食品のリスク評価の他、幅広い分野への活用も期待される」といたしました。これらの理由から「評価結果」は「目標以上の成果があった」ということになっております。

他の課題につきましても、同様の「評価所見」と「評価結果」をとりまとめましたので、御確認いただければと思います。

本日、この事後評価結果をお認めいただければ、直ちに各主任研究者に結果を通知いたしまして、今後の食品健康影響評価分野に係る研究活動に活用していただくとともに、食品安全委員会のホームページ上に掲載いたしまして、広く周知したいと考えております。

また、今後、評価結果の優れた課題を中心に、秋口以降、研究課題の発表会を開催することを予定しております。

以上でございます。

見上委員長代理 どうもありがとうございました。それでは、ただ今の説明の内容、あるいは記載事項につきまして御意見・御質問等がございましたら、どうぞお願いいたします。

何かございませんか。よろしいですか。

どうぞ。

村田委員 それぞれ評価が、不十分とか、ちょうどいいとか、優れているとかがありま

したけれども、これに基づいて次の段階といたしますか、何かそれは進めていくということはあるのでしょうか。例えば非常に優れているから、これは更に継続するとか、そういうことではなくて、この結果はどういうふうに、その後、反映していくのでしょうか。

本郷情報・緊急時対応課長 基本的には、こういった結果が今後の食品健康影響評価などに活用されていくことがまず重要であると考えております。更にこの研究を進めていきたいという意思が研究者の方々から表明されれば、また、その際に御判断いただくことになるんだろうと考えております。

見上委員長代理 よろしいですか。

村田委員 はい。

見上委員長代理 外に何かございませんでしょうか。
よろしいですか。

(「はい」と声あり)

見上委員長代理 それでは、平成 21 年度終了食品健康影響評価技術研究課題の事後評価結果につきましては、資料 3 のとおり決定することということでよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

見上委員長代理 そうしましたら、決定させていただきます。

(4) 食品安全委員会の 7 月の運営について

見上委員長代理 それでは、次の議事に移ります。「食品安全委員会の 7 月の運営について」です。事務局から報告してください。

西村総務課長 それでは、お手元の資料 4 に基づきまして御報告申し上げます。

「1. 食品安全委員会の開催」でございますけれども、7 月 1 日の食品安全委員会では、

平成 21 年食中毒発生状況の概要について厚生労働省からの報告。そして、農薬 1 品目についての評価結果の決定、そして、食品安全関係情報の報告がございました。

7 月 8 日の委員会では、遺伝子組換え食品等 3 品目について評価の要請があり、また、5 品目につきまして専門調査会における審議結果の報告がございました。また、6 月の運営報告がございました。

2 ページで、7 月 15 日の委員会では、添加物 2 品目についてリスク管理機関から評価の要請があり、また、専門調査会から 1 品目について審議結果の報告、そして、3 品目につきまして評価結果の決定がございました。そのほか「食の安全ダイヤル」及び食品安全関係情報の報告がございました。

7 月 22 日の委員会では、添加物及び動物用医薬品の専門調査会からの審議結果の報告があり、また、農薬 3 品目について評価結果が決定されております。そのほか、食品安全モニターからの報告がございました。

3 ページで、7 月 29 日の委員会では、食品に残留する農薬等に関するポジティブリスト制度の導入に係る平成 22 年度評価依頼予定物質についての厚生労働省からの報告、また、農林水産省からの報告がございました。また、BSE 対策に関する調査結果等についての報告がございました。また、農薬専門調査会の審議結果報告、そして、3 品目について評価結果の決定がなされております。そのほか、食品安全関係情報の報告がございました。

「2. 専門調査会の運営」でございますけれども、添加物専門調査会が 7 月 27 日に、農薬専門調査会では 7 月 14 日に幹事会が、そして、4 ページで、評価第三部会が 7 月 28 日に開催されております。器具・容器包装専門調査会が 7 月 7 日に、化学物質・汚染物質専門調査会の幹事会が 7 月 16 日に、遺伝子組換え食品等専門調査会が 7 月 23 日に開催されております。

最後の 5 ページで、肥料・飼料等専門調査会が 7 月 28 日に開催されております。意見交換会としまして、サイエンスカフェ、食中毒をテーマとしたものが 7 月 5 日に、それから、自ら評価の案件候補募集に関する意見交換会が 7 月 30 日に開催されております。そのほか、講師等派遣が記載のとおり行われております。

以上でございます。

見上委員長代理 どうもありがとうございました。それでは、ただ今の報告の内容、あるいは記載事項につきまして御質問等がございましたら、どうぞお願いいたします。

よろしいですか。

(「はい」と声あり)

(5) 平成 22 年度食品安全モニター会議について

見上委員長代理 それでは、次の議事に移ります。「平成 22 年度食品安全モニター会議について」です。事務局から報告してください。

小野勸告広報課長 資料 5 に基づきまして御報告申し上げます。「平成 22 年度食品安全モニター会議について」でございます。

食品安全モニター会議では、食品安全モニターの活動内容、食品安全委員会の取組、食品健康影響評価の実施などについて、知識、理解を深めていただくために開催しております。

また、モニターと事務局及びリスク管理機関が意見交換を行うことによって、食品安全モニターとしての意識の向上を図るということも行っております。

「2 開催状況」ですけれども、本年 5 月から 6 月にかけて、全国 7 都市において計 10 回に分けて開催しております。合計で 341 名の参加をいただいております。

1 ページ目の下の方に、地域別、それから、開催場所、出席者等の表を記しております。

2 ページ目で「3 会議概要」でございますが、会議は 3 部構成で行っており、第 1 部では食品のリスク分析と食品安全委員会の取組ということで、食品安全委員会事務局から説明し、出席委員から食品健康影響評価の実際について講演をしていただきました。

また、第 2 部では食品安全モニターの活動について御説明するとともに、意見交換・質疑等を行いました。

第 3 部では食品安全モニターの交流ということで、10 名程度の小グループに分けて、グループでのディスカッションを行いました。

会議には、食品安全委員会の外、厚労省、農水省、消費者庁の担当者も出席して、リスク管理施策を含む幅広い観点からの意見交換を行いました。

3 ページ目に、出された主な御意見を記してございます。

かいつまんで申し上げますと、食品安全行政全般に関し、リスクとかハザードとか、リスク分析といった言葉を使って説明しておりますが、これらの言葉については、外の方に説明するのはとても難しいので、もっとわかりやすい言葉にできないだろうかという御意見がございました。

食品安全モニターの活動については、モニターの情報提供の機会（仕組み）というものをつくってほしいという御意見がございました。

また、リスクコミュニケーションにつきましては、安全と安心という言葉がありますが、安全と安心についての壁を感じているという御意見。「安全なものはない」という言い方は消費者の不安を煽るのではないかという違和感があるという御意見。それから、消費者に安心を与えるためにどのような施策を取っているのかといったような御質問がございました。

4 ページ目では、今回、宮崎で口蹄疫が発生しているという状況の中で行われましたが、口蹄疫のようなタイムリーな話題について、食品安全委員会がどのような対応をとっているのかといったような御質問がかなりございました。

また、消費者に対する教育が必要である、大切であるという御意見、遺伝子組換え食品につきましてはよい教材があればよいと思うという御意見がございました。

それから、4 ページ目の下の方の「5）リスク評価」というところでは「食経験のあるなしで安全性を判断することには落とし穴があるのではないか」といったような御意見。それから、農薬の自然環境への影響についてはちゃんと考慮されているのかといったような御意見がございました。

5 ページ目ですが、上の方で、自ら評価で食品安全委員会として放射線照射食品をリスク評価してもらいたいという御意見。それから、カンピロバクター、トランス脂肪酸、アレルギー物質等々についての御意見がございました。

5 ページ目の下の方に、終了後にアンケートを書いていた結果を示しました。会議全体の満足度といたしまして「満足」「だいたい満足」といった回答が約 75% ございました。

また、それぞれのプログラムの評価ですが「非常に参考になった」「ある程度参考になった」という御意見が約 9 割と、非常に高い結果となりました。

次の 6～9 ページが、詳細なアンケート調査の集計でございます。

最後に、10 ページ目からは自由記述の御意見をいただいております。

特に目立った御意見といたしましては、モニター活動についての説明のところ、出席してよかったといったような御意見があった一方で、もう少し具体的に教えてほしかった、もう少し詳しい話が聞けたらよかったといったような御意見がございました。

それから、11 ページ目で、交流のところにつきましては、もっと時間があればよかったという御意見が目立った一方、委員の方と直接話げできたことが行政との距離が短くなっ

た気がしますといったような御意見もございました。

以上、簡単に御紹介いたしました。モニターから、今、申し上げたような御意見をいただいております。こうした御意見を踏まえまして、今後のモニター活動、あるいは来年度の会議等の改善に役立ててまいりたいと思っております。

御報告は以上でございます。

見上委員長代理 どうもありがとうございました。それでは、私も含めまして、委員の方々は各地で開催されたモニター会議に出席して、モニターの方々と意見交換を行ってまいりました。それで、出席した会議とか、その感想、また、本年度の食品安全モニター会議についての総括などが何かございましたら教えてください。

感想でも結構です。何かございませんか。

野村委員、どうぞ。

野村委員 私は東京で説明を担当しまして、意見交換会が行われるなど、非常に意義のある会議だと思えました。

どういう意義があるかといいますと、リスクコミュニケーションの分野ではどうしても、事業者・消費者・行政との間の食品の安全に関する理解の違い、認知ギャップがあることがリスクコミュニケーションを進める上では大変大きな壁になるわけなんですけれども、特に消費者との間の認知ギャップの解消というものは非常に困難なテーマ、難しいテーマの一つで、かつ重大なテーマの一つであると思えました。

それで、食品安全モニターとのいろんな意見の交換とか情報のやりとりをしていますと、この認知ギャップについて、ある程度、理解が進んだかなという気がいたしまして、この食品安全モニターそのものの存在並びに、この会議については大変意味のあった会議であると思えます。

もう一つは、モニター会議が発足して5年経ちまして、大変ユニークな活動でありますし、また意味のある活動であると思えます。これは食品安全委員会にとっても、あるいは国民全体にとっても貴重な財産ということでもありますので、これを更に維持・発展させて、できれば、例えば5年目で相当、ネットワークも拡充しておりますので、さらなる、新たな活用方法を探るといようなことも一つの我々の役目かなというふうにも感じました。

以上です。

見上委員長代理 どうもありがとうございました。その認知ギャップというものは非常に難しい課題で、食品安全委員会の委員として、これは永遠の課題かなと思って、非常に私自身も戸惑っている面もありますし、どうやってそれを一般消費者に、一緒にコミュニケーションしていくかということが非常に難しいと感じています。

例えば、この資料5の3ページの「4) リスクコミュニケーション」で「・科学的知見について少しは理解したつもりだが、安全と安心の壁を感じている。頭では安全だとわかっているけど、安心と感じられない。アドバイスがほしい」。まさにこれは、私もアドバイスが欲しいと言いたい気持ちです。これから何とかして、少しでもよりよく説明していかなければいけないと思うし、非常に考えなければいけないサブジェクトではないか。そのように思います。

何か外に、委員の先生方、ございますか。

どうぞ。よろしく申し上げます。

廣瀬委員 最近のこのモニター会議は、第1部で食品安全委員会からの説明があって、第2部で意見交換で、第3部で食品安全モニターの交流という3部立てになっておりますけれども、やはり第3部のモニターの交流というものが非常に重要だと思うんです。

先ほども意見がありましたけれども、多くのモニターの方々は、どうやってモニター活動をこれからしていくかということでかなり悩んでおられます。それで、あそこの第3部の席ではモニター活動をやられた方もおりますので、そういう方々の意見交換をする中で、今後、どうしていきたいかとかが勉強できるということも重要です。また、全体の意見交換の場では出なかったいろいろな意見がたくさん出てくるということも非常に重要だと思うんです。

そういう意味から言いますと、第3部というものが非常に私は重要である。それで、もう少し、この第3部をこれからどうしていくかということを考えますと、例えばテーマ別のグループに分けて、更にいろいろな意見交換を深めていくとか、そういうこともこれから考えられるのではないかという印象を持っています。

それから、第1部ですけれども、今年はDVDの映像を流して、その後に事務局からの説明と、委員の方々の説明がありました。例えばDVDで、全体の食品安全委員会の役割がわかるとは思うんですけれども、そういうものは前もってモニターの方々に説明するといえますか、資料を配って勉強してもらって、前半の時間は少し少なくして、それで後半の

全体の意見交換、あるいはモニター同士の交流のところにもう少し時間を割いた方がよかったのではないかという印象を持ちました。

こういう食品安全モニターの会議は、我々が主体ではなくて、モニターの方々が主体であるというような感じで計画していただければいいと感じました。

以上です。

見上委員長代理 貴重な御意見、本当にありがとうございます。是非、来年のモニター会議の参考にしていただければと思います。

外に何かございませんか。

どうぞ。

村田委員 私も初めてこれに参加しまして、とても有益なんだろうという感じを受けました。

先ほどから話があるみたいに、安全と安心の関係で、やはりリスクコミュニケーションをしないとどうしても安心感は出ませんので、そういう意味では、信頼感を得るという意味ではとても大切なものかなと思いました。

それから、今、廣瀬委員がおっしゃったように、前半と後半で見ますと、このアンケートにもありましたが、後半の部分がやはり非常に有効だったみたいで、そういう意味からしますと、時間のあんばいというんでしょうか、それは多少変えた方がいいのかもしれないという感想は受けました。今後とも、こういうものは続けて、我々とモニターさんの間の信頼を一層強めると同時に、モニターさんが活動しやすいように、こういう機会を生かしていただければと思いました。

以上です。

見上委員長代理 どうもありがとうございました。外に何かございますか。

どうぞ。

長尾委員 私たちは説明をした後、各グループと話をするわけですが、それは短時間のうちに回っていくことと、あるいは1か所でじっくり話すケースと両方あったんですが、やはりそのグループ、グループで少し関心が違ったりするんです。ですから、せっかく盛り上がっているときはそのままおつき合いをした方が有効かなと思いました。あま

り、あれもこれも話すというのも必ずしもよくないというケースもありましたし、両方経験しました。

見上委員長代理 どうもありがとうございました。

先生は、何かございますか。

畑江委員 私は、今年はお役に立てなかったんですが、例えばサイエンスカフェなどですと30人ぐらいですね。そうしますと、非常に活発に意見が出るんですけども、もう少し大きい、100人とか、8月2日は170人ぐらいの参加でしたが、あまり質問が出ないんです。ですから、この少人数のグループで意見交換するというのは非常に有効ではないかと思えます。

見上委員長代理 そういう意味では、モニター会議の人数を見ますと、一番多いのが43人で、一番少ないのが北海道で13人だったということで、これは是非、来年度も活発な意見の交換等ができるように考えればいいのではないかと。そのように思います。

外に何かございませぬか。よろしいですか。

(「はい」と声あり)

見上委員長代理 それでは、外に議事はございませぬか。

西村総務課長 外はございませぬ。

見上委員長代理 これで本日の委員会の議事はすべて終了いたしました。

次回の委員会会合につきましては、慣例ですと8月12日木曜日となりますが、緊急の処理すべき懸案事項もないようですので、夏休みとさせていただき、再来週の8月19日木曜日14時から開催を予定しております。

また、明日8月6日金曜日14時から、化学物質・汚染物質専門調査会清涼飲料水部会が公開で開催される予定となっております。

また、先月もお知らせしましたが、食品安全委員会では、リスク管理機関からの要請が

ない場合でも、国民の健康への影響が大きいと考えられるものなどについて、自らの判断により食品の安全性に関するリスク評価を行っているところです。本年度の案件選定に当たりましては現在、広く国民の皆様から案件候補の募集を行っております。応募の締め切りは8月9日月曜日となっておりますので、当委員会のホームページや、この会場の隣の展示コーナーに用意しておりますお知らせを御覧いただき、御応募いただければと思います。

以上をもちまして「食品安全委員会（第343回会合）」を閉会いたします。どうもありがとうございました。